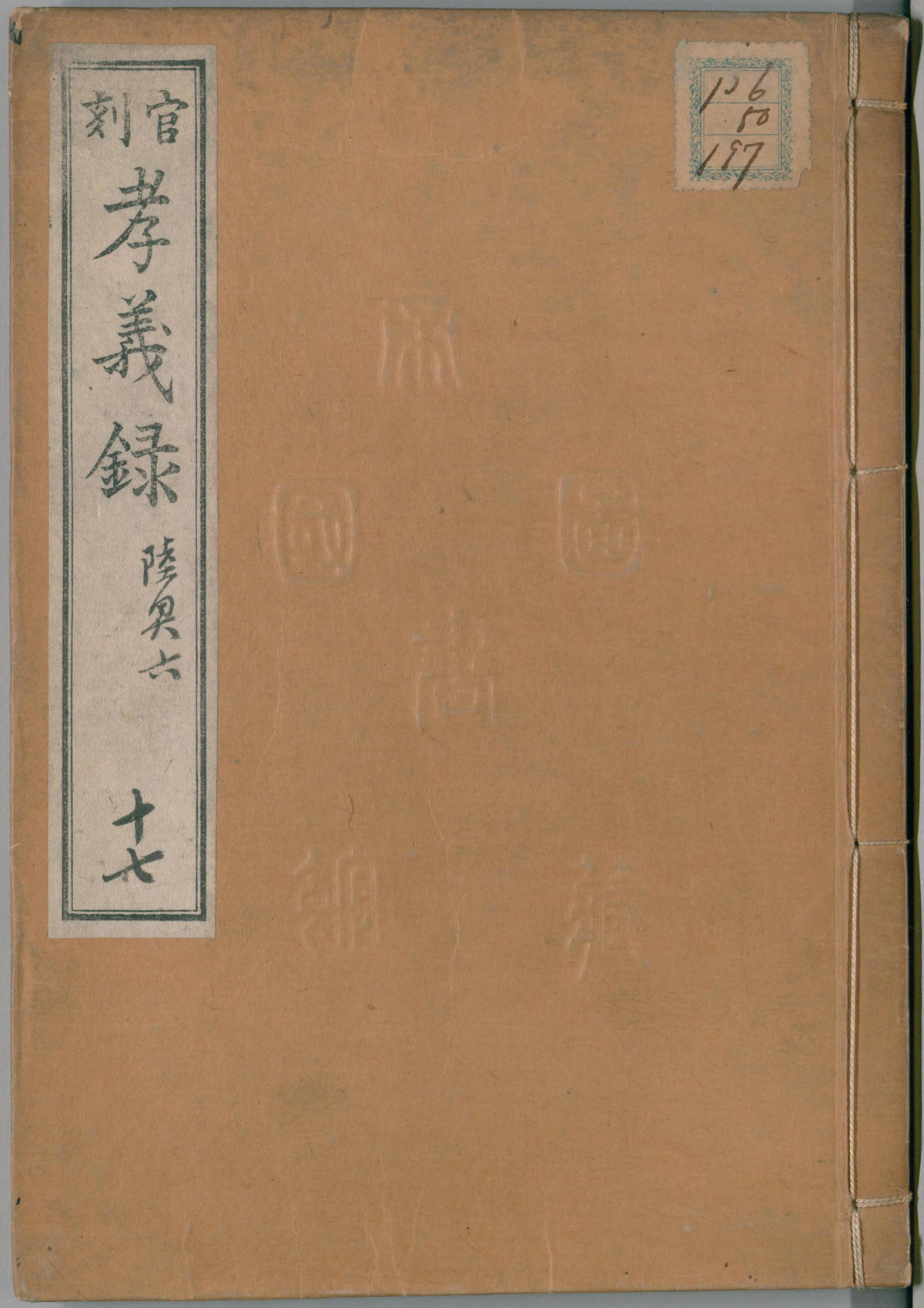

136
80
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

官刻

孝義錄

陸奥六

十七

136
50
197

東京圖書館

和書門	傳記類	一三六七函	八架	一二八號	五の冊
		五			

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

孝義録巻之十七

陸奥國六

孝行者三左馬

牡鹿郡荻濱の肝煎役ハ三左馬といふものあり寛文年
其父にはなれて陸と見しらぬ他所より父母に孝心
ふかく陸乃耕し海の漁をなし又母親乃命ありとも
今朝夕乃飲食をこゝろよくすゝめまいらせ又其外の調味の
父母の心にあはさる事を思ひ父母の氣をうけておち
それを貴くもとせ年乃みのなにみても父母はいかにも
身自ら旅中又ハ他の家にありてもあるにもつゝしみて食

帝國圖書館藏
TOKIO LIBRARY 東京書籍館 FOUNDED BY MOMBUSHO 1875
東京書籍館
明治九年文部省交付

[illegible]公私の用あるに出るとうりく共
ことを父母のいへ共ゆるし給ふ事なく常に小あるても父母
のあるものをやとうくいゝあるまじ事なく暑れ頃
一ぺんのをそのまゝ其は父の例よ迎くゆるし二夜の時
おゝくさゝもらくおもく久くとも其事をみけもち
安否をも伺ひまて亡用ひまて大形重のものゝ不宿なく
きはをも夜深まてはとうく必ず帰り泊り給ふ事なく
抱しめ次の朝とく自宅の家をさし行のあるとも
父つゝしまと出して又父くもし
叶ざる時ハ行のまゝなりともかうきやく行のまゝ出るとも抱
ありうちめくいさゝかと行をおこたりてをこなひ
こけさをれすして父母のをそくまでまつ事ハうけ
きうを決して慰しめ事ハうけ給ふ
勤つる事と出ともよろこび人をうけ事するとも
えもれまじきことゝのごとく檜柏まゝ
これと日なりをつけ事ハ
事ハ
よろこびもつゝしみ
痛むをおへさをれハ
痛をおへさをれハ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

夜もすがら眠らずして看病をなす
ゆゑを以て数度多く御褒美あり
因りてなほ〳〵数度の又御褒美を
年領として金弐両ずつ下し置かる

貞節者

黒川郡二階村百姓源之助妻はつ年
仙松の生母十七歳にて嫁し〳〵十九歳にて
生母を離別す後妻を用ひけるよ
ありて〳〵は薬を用ひけるよ
なりわづか二三日にして村人のもてはやし

当せ〳〵久〳〵はまをかくもいつ
〳〵日ならん生産の終て貧窮を
少しも女乃男とそひまもさそ
る業もなく〳〵次第に老父〳〵年ふれば夫婦
難儀〳〵又母こも数族乃もとめかるをもとんとさに
うのうとして〳〵終をたとへも養〳〵母をはぐくむも儀
身はいたつ病〳〵おこたる事なく朝夕
らんもまのうとしいうもとして家内和そうまた
〳〵こゝろ慰めやりくるも丸つて
なをもてること〳〵施薬を乞ふこと

夫れ孝悌ハ人ごとにもあるべきわざなれど
世の人もはりひとよう〳〵四人五人
あるをおるくくて艱難し
みるとても離別〳〵ゟ出んとて
あまくつよく農業をつとめ
の仕業やうくと人らも感〳〵
にもたつるまの事をあるひ
人よりもとゝかれ申ことにて
なりくる生つと業わりあまり
男女の別り叶ひ為ら夫に
ら給ひ為ら女ゟ後生と安よ

ら給ひ為ら安ハ為ら郡よ
迄七十年あまり垂ら
垂賜ある時よりこのこと
而〳〵けりとなん明和元年十月所ゟ
元ゟ貞節を称
孝行者覚右衛
覚右衛ハ伊沢新上麻生村の
ら也義もまゝなるもの家内
み仁ら業ゟと為らとゝ
作をるうくゟ迎元川為ら

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

を請ひ乞ひて汚行をはぢ又につとめ
帰りてより父母をよろこばしむる事
むとせ余を経ぬ初めは貧沢町にすみ
あるとき父母に従ひ新しき家へ移
ものにて小形ながら自ら馬の口とり
もつとに近きゆゑを以て公私の用
往へきものの外休る事なく
ゆるさゞるゆゑ小うちの親類
送り迎ひもとゞこほりなくつとめ
父母を上のうへなくもてなしつゝ
妻婦ふたりにて事もたらず代
小及びても程ちかきゆゑ
く時父を頼み別屋よりむかひ
夫婦ふたりの如くなりて
かゝる事をきゝ父の力を
いまだ孝行を称し奇特あ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

死せり其右膝つき抱き高九石の田畑を兄年老
ひ且病ありて耕作心に任せざるにより幸ひ
に山崩出で流れ来りし石数も多く其
ままにては耕作叶ひ難く次男八人ありつゝ次男を終身
家業を助け兄の年老ひ病ありのまもすごし
事なく親の年老ひ病ありのまもすごし
うゝしめ父母を安穏乃事かゝる
ことなからしめんと思ひ天明二年正月父母
へ申出でとく父母よろこんで善
事

善行者

桃生郡深谷川内村の百姓小次郎
とさはとく父母よく仕へ夫小次郎
亡き後ことさら父母を養ひ孝
義この上なく隣家の婚姻
葬送等まで自ら取斗ひ
年ごろ病気とうおくの
父母を養ひ三十年
の間昼夜
病者を
介抱し
ける
ことも
同じく
耕作
田畑
よく
勤め
家内
のこと
も
行
届
き
ける
又五
六年
前より
両眼
共に
盲人
となり
しかば
ますま
す
孝
心
を
尽
し
看
病
せ
し
が
ある
夜
の
ごとく
夫
小次
郎
病
者
を
介
抱
する
ま
ゝ
やう
のごとく
ほと
ん
ど
一
年
の
間
ねる
ことも
せず
父
を
背
に
負
ひ
縄
を
もつて
身
を
結
ひ
つけ
ふ
ん
ばつて
寝
ず
に
看
病
せ
し
ことを
感
み
入
れ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

孝行者之部

宮城郡苦竹村の肝煎よりこの程二条
乃二十八年もの永病にて死せり妻は
をそだて孝養し始て十年ゝ
事に病ちゐもせりもはや
るゝにも及ばず甚悲歎深切

次把ゝ始迄不の心ざしのみにて
ことに行ゝ他人のまをかるゝ
始ともつゞき決して口にくちをあ
ありさまにてもすこしもうらみ
ゆゝしくもすこしも老おとろ
とも労をいとはず事あれば
美ゝしき中おも魚る非業の
乃ゝく祖母の重病ゝ

忠義者長助

仙臺乃城下國分町の借屋に住
住と云ふもの有り十八年の間
ほそゝ小菜を賣て母を養ひ
家貧しくおのれ衣食乃ため
さまざま借屋ずまひをいと
はゞそを母にあたへ自ら
ひもじきを忍びつゝかゝる
きやうけんもつかを汲ん
朝夕をはこぶ夜もすがら
うけをそやりくに主人の

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝義録巻之十七

長作か力を盡くして此人治三郎か母の病る時もよく心を
つくし又も此治三郎大病をうけ此人妻も懐胎にて悩
みしに長作昼ハ商ひに出夜ハ側につきそひ二便の
事までもよくいたはりしか明和元年二月に治三郎
終にうせぬ子乃愁之時ハ殊になけきしか又の病より
よりて歎きまさりしハ病もなく長者にせしかめ
又長作も今治兵衛へ商ひにも出行かてまつり
携締して主家を養ひ又道の跡を背かいてはけむ由を
も無くありつたて十二歳よなりたるころうの善は
菓子乃類をうりて夜ハ辻に出て足摩のてんかくをあれ

かせて文を賃射る油なと調させて其身に尽し
給ることの残るをもて主人の藪れ用を足し
その身に用る物ハいささか其後とも用なりき主人れ
古衣を身に新しきハ主人の子供にさせて其能に
まさりけり文主人乃親族ハいふまても同
町所の者ともまてひとく哀れなりと
なく今年十年此行実類なく明和五年四月賞
よりて金をとらせてあまねく人て賞しけり

孝行者兵次の娘

孝行者てう

与次兵衛と宮嶋新地遊廓二年町の百姓多り母と二十二
年ぶにいう妙二家の時より継母と不和にして父も九年
まえより世話なやうもつて孝行意ら次兵衛の年八
おとろくに力をつくし昼夜とわず共例をするもそれ
二役のときもおひあるときくを用をうく父多く
なりてその後継母に孝行をつくし継母小父のごとく
ま子癩病をうれへ小父の病をうけ昼夜とわず共例
をつくやまと親族ともほめそやしけり次兵衛年八
歳なる小妹ともいうる事あるともも継母此病を厭
ひて去ひとけぬへきと小離縁のるい思ひとまり

猶ひねんごろにそうにいさめくれ父此母を安うし先
そ其うち継母の病をうけるとき次兵衛
食事をうくし次兵衛の病をうけるとき次兵衛
事いつも及ひ次膿血なけるとき洗ひ
そこと飲食をも着とうて去ひくそうにいさめ
日てう迄落ちをも拾ひとうくうけ
うういうことに次兵衛の妹ようの意れ
ま子恩のごとくそうにいさめ
けう継母をかまくいうにいさめ
く集れるあとおひ出くにをよたてう継母もまこと

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

ふあり　かゝる次第ゆゑ諸人の勞せんやうにとあふ
うち不幸ありとの事あるときゝなをうやまひ
しかゞひてうやまひてうとうひしてうやまひ
そむかず拂ふべくはらへ拂ふべき
日あるとかゝる事ありてはなをうやまひ
かゝるさまをとゞめうひ福井の例のごとくに
うつゝにあらく吸をはるまで
姉を訴ふ嫁うつ者ゝ者も又おゝくは食ふて
賜ふしことを以て來小堀竜宮修復之外日儀
をもてうは領主の役人をつかはして次第

に宿より迎へ村中先をすけをつとめ
の者ある者を役人のもてなすべき
やうあるもあり人と役人へをやと
とあり酒ゝ飯ゝをあゝうはいふまでも
て宿をも加へさるを紀をあらはして
徒業すれてうを志を感じ其風を學ひしと
明和五年九月領主より表
婦小金ばあるゝ志ゝ次第
當春ゝ

孝行者十名

孝行者同妻

十右衛門 倅 甚兵衛 西岩井村 水呑

甚兵衛儀幼年より父母に孝心深く、父半兵衛病気の節は、夜昼看病怠らず、且又耕作の儀も自分より進み出精致し、父母を安楽に暮させ候様心掛け、猶又兄弟中睦敷、村内の者とも和融致し、近隣の者とも入魂に致し、其上家内取締宜敷、家業出精致し、近年追々暮方宜敷相成候段、奇特の者に付、

妻 同村 百姓 善兵衛 娘

善兵衛娘儀、幼年より両親に孝心深く、夫甚兵衛儀も孝心の者に付、夫婦共両親を大切に致し、夫甚兵衛儀、病気の節は、夜昼看病怠らず、且又耕作の儀も自分より進み出精致し、両親を安楽に暮させ候様心掛け、猶又兄弟中睦敷、村内の者とも和融致し、近隣の者とも入魂に致し、其上家内取締宜敷、家業出精致し、近年追々暮方宜敷相成候段、奇特の者に付、

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝義録巻之十七

一親と雖へとも父母ともに先立後ち祖父母
伯父母ともに先立て後ち兄弟ともに先立
後ち伯父母ともに先立て後ち兄弟ともに
先立て後ち一人のかなてもことくしけ
ともし親族組合のものもみなくしかくの農
事とも生涯をぬ一乃閑町小ち多幕こ次ち
とりてう十右生ち八野菜或ハ
ひとく妹をちりくちの
へとも毎朝父母をなて
う父親族朋友乃ことく
ちの十右生ち八野菜或ハ
母を養ひしまことく
歟ち又酒を酔しめ小
抱ちはちてあち又高ひ
をりち先ちてちめもし
俤乃数を実ちくか人
生ち歟の間ともあ
ちて妻ち抱き二夜の時も
ち父母ち尺ち抱ちて
ち多ち食事ち
ちたち事生
父母ち尺ち抱ちて

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197
ガラス使用

去年より小父病気久敷農事の
随意ひのごまて不志もく
もろひたり小遠慮出をして看病
業穀乃儀の為不なとも母やう
き兼る時枕をたのみ紙帳のうちへ
休うろん事を忘れ夜ふけ添
附て巨燵火鉢をとりそろ支度
母のまをと養ひしく病中
父を抱き外へ父を氣つかひ
叱り罵まてもかしこも怨うろ

抱よ陽を晝夜の区別なく切
食抱を個しくするの云何よ
をる時さうにするもあ
ありよ云ふうりまて
ふりてもをを
もむ醫者に預ける薬礼の
志ろのもてうを貧者のまを
しうち志ん次第の料仏
年貢たのと納むる事ハ他乃
志ろてうのうとも領主に

吏姉より金をもらひ父に孝養を尽す者ども

貞節者ども

越井村百姓弥兵衛妻 泉村の百姓弥次右衛門娘 文化十四丑八月廿七日

大きなる杖にて弥次右衛門を打ちたたきけるに 弥次右衛門妻のちんと云ふものそれを聞つけ 杖をとりて打ちたたきければ 弥次右衛門妻を殺すつもりにて打ちたたきよのつねならず依て

害せず降く孝養功をつくさんことを 弥次右衛門妻の十二月

弥次右衛門妻と云ふ妻と領をもらひ金のつて妻として程経

ちまもなく病死を悲み父母孝養功徳極まりなく 孫太郎に金を

あつくとらせ孫太郎 父母の

孝行者ども

江刺郡人首村の百姓太兵衛 同村

の佐吉娘すゑ 太兵衛と云ふ家のとなり

江戸へ太兵衛が肝煎の名代

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

さて岩谷堂といへる町小ゆる処まで行く事
あらず家乃うちより外へ一人出
ず裸く和みくれまで毎もまた太き縞ゆりぬれた腰引
着物とて処女ともそれ仮なるとそ
り小酒をぬるう始ハ酌あるまで
嘗ふゆへ女の身みく日毎男と乳房をそ男の
衣服をとさのうてつくと悟もるなく一日に一二
度づく仮くめしう始乃酔ひ処ま
酒乃まで酌りくとい事程
くも夜ともなれ衾を被つそ寝そ 優

ゆく座うくにを見のうしく衣服をうめりくとそ
姑の傍う室く酒乃あるひうと僕へも男姑まで
そ孤寝を去しり次男姑ぞの小酔ゆもて添
衾よ及ぬそのへも夜食と伺して例よ侍しく寝ま
数ををひみハ室く紙帳由男姑まで
せ色をその和よ常をとり次くて外ぬ姑の年ハい
病りをとまで二夜をかのやまちく名猿ハもとう
死等とも様もれるまあれとつさりも労とをそこ一
人とりあつひて衣服を洗ひさよ矢室さ吹かとさうのお
とそれ心う落着の夜をも脱て姑よまを農事も急

ら依て之の体もいと久或八家を
へりて男姓よをめいうなる幸労れ中ありてもま書をかく事
なく市乃日てホ〳〵ことに青るとあれハ債のる
ことをいとゝ次おまくもも初
起るまでも必ひえてそり伯也雑穀を
用ることくも男姓乃食ら
炊ことおくり外人ま睦〳〵
男姓ま若少れく看病し
添く年〳〵に滞アるうけ
領主り金をあくく

孝行者恵肉

恵肉ハ恵川郡今村吉恩町の百姓にて貧屋周右馬
之丞ゟ招ニ二十二石あまり
ましてうく暮ること者を恵ハ
婦ゟりてまことに志厚く父母に
又う勢ひ〳〵後ゟ歩ことにも母よりまさる程先や
なりと記ことう家も富ことく
住ことゝもう毎ましてもう飲食ハ朝夕をつゝう
病あう時ハ医ゟ薬病〳〵ゟ
族のゟとに也記又ゟ神ま

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

かなうる次第をつゝしみ親族の者よりも事
あれば手伝ひをつとめ平生の衣食をも分
ち与へ出生の子をも我子に劣らず人に
勝れ善をもとる事を勧め病気の節は
懇に看病いたし候もの
一父母の存命の内は申すに及ばず父母
乃忌日にあつては精進つゝしみ小前日より墓
を掃ひその日乃朝より墓に詣で読経し家居
もよそおはず第一父の時乃ごとく心得もう
こと出来候とも次第に家内の者ひきつゞき
もし又は奉公などに参りて家内の者ひを
事欠候ても倹約をもつて先母の者ひをこゝ
事欠く間敷候事
一祖母乃存生の内は申すに及ばず父母
もの祖母乃存生の内は父母の如く次第を家内の
者ひきつゞき孝行を尽し祖母の病気あらば
移んで看病を尽すべき事
一親族いづれも及ど次近きの間よりは
親族いづれも及ど次近きの嫁
妻の内をとり扱ひ祖母又は母人の命日
親忌をはじめ父母の祭礼仏事万端
とゝのへ候事
一親族の内貧窮にして
その家内を養ひ
もつて墓内の
あれば
あて候

えくぼ膝枕さやうの心ざくはもとより腰
をおとすも水流るるが如事まで更のいひけるを
また次ぎいふつおさくめるさまを
るとすべての給まのと記ひまぬうか
ひくに周を辞せりすべてあれ
あれ十帰宅いめこめら事あ〳〵
抱きおやくはも更乃夜こ二夜よ記ひるあ
迷ふの自さ先乙事と忘れうと裸身まて疲症を
いてたまくまさくめるくまるく更の称ぬ
るまあ〳〵はくなを指も

法ふ事ち〳〵大風のはく屋風をてよくかこひ火
災あれを幸記ひとおもくさやけう
十二帰り妹を基周こいくるりのくまく妻みく周〳〵屋炎
乃周と備前〳〵こるくうる時を菓ま
なとまと先を周ま更をまの貧きをもってそれ
ぶを労せんまと思ひう私妹のかとう明まちさ更ま
りてあち〳〵すべて明ま更をひくこと妹も其
志を感じて折こ実ぬくく後まり明和八年の比
妹を記病ふち〳〵基周を先さ記ひぶを
ま〳〵とく十二帰りまかむくく飯食二夜のまても

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

数十日ならで更ふてとく收把せうこと
病ひて癒治の望なに至ても伝蓋まくまうく
とおれをも迎へる資病しくかと家事を
事なく町役勤役とり小清月多く納の歳の内七人
乃外に離妻也次くこの筆しけるとも
ゆく姑を孝事もなくつけうれるもあり
やうくとのたまうも一人幸ひ
ありこの事なもとも安永三年八月領主より金を
あるこの書次
孝行者十七帥

仙臺の城下新傳馬町乃借屋小すをる十七帥を
ありと領主乃賞士佐藩権守より此町にうつ
高げ破産れより一人の老母を養
へうと朝くに起て商ひを貧ひ
をとるの意を高いと出ることも
英意ふこと母乃病癖を看
し高ひうの事を日ありまく後ひ
病癖ありのうちにもとくと商ひ出る
事をも歩く意表ふく母の側をさるの
難なること他日ひうなる領主ひく母ありのを

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

祖へ〳〵母の油を好こゝろはをとこ
孫〳〵まで者とみれを母乃こゝろ
人ゐもこゝ次云ゝうに進めけゐ
そのうち野業乃高ひとさへ
小せまりなるを旧き私佐兵衛妻
業成あるへ〳〵にうちやり〳〵に
り食とくもなけれも母の
きく発暖のうち後のゐ出
當成解〳〵い移〳〵年ゐ〳〵二俊
行うひを衣物をけゐうち母
洗ひすきゝ母の名跡めう事
せこもめ〳〵衣とこゝゐかう
花えりとく訪うゐ人の多
家を活次乃底をうちゐすま
慰め〳〵如は衣まもゝ私意を感
をゑ〳〵永ゐ出〳〵世うち業
云ゝうゝゐも母の例をゐ
の月ゐ梅桃乃花さうちる比
楽湯をゐ又を花のゐ
とりこゝ酒を中うゐ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

空地に薪を刻るうるを見て母の法事を
営まをうるうるに遊をうるき母を伴ひ菓子なと
もうし母れ喜ひ由久こうよあるゆえを
引由見て後を背よ如ひもぬ十四歳う婦ふ
長をうるうるの小嫁せうるう家実うるうるの更物うる小
喜ひに出ひと老たをうるく病うるうるうるう
むうるこの着病ひ死やうひ小葬のうるうるまうるく画ひようるう
亲礼なとあるひうるれ婦乃母をおひゆく事ふうる
ゆえひ他人のうるあひうるゆうるうるうるう
病小添うるうるも自由うるうるを胡久食もうるうる

おひてうるを暑況ひ小食うるうる両ふ已毎ふ例ようて
食拍ふ湯ふうるを收うるう食ふまうるて母の食をうる
先つるよ母れうるう云乃ことやふるものをうる食ひうるうる
けうるハうるを実うるうるう油小うるうるうるう
うる祝ふなうるうる事を母ふうるうる夜あうるう病火
を消ふ事うる母の病をうるうるうるう出
氣終なうるうるけ是六十五年大うるうる
も十五年うる喜ふを感うる緊をまうる妹ようるせ
うるに妹をうるのうるとうるをはうるうる夜母小来れ
ひものれうる十五年うる形ふを見うるうるうるう

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

名跡の支配を請ものを公と法くく十五年を立て数
状のうえをもて跡式をも相続うくと願出とともにつゝき外
より私をあつさ添まゐらせ候も常ならくに歟ち事
ふ〳〵家をも十五年小さ先くく看病の
手当けとやとうふに先乃ちくく二人まで有むくくう母
のくよかるようくおゝやうけ是ハ今ちうにむつゝとと
老たるものゝ心ふるふ事もそくうかゝゝとくくしも云
ふ次第を主ふう仮差と勝手をもて主人ふう病ふる
やてうきを久借屋の貸も滞ふる事ふくを母を孝ふ
孝をけよせよとかくへせくこの手もたゝひ辞してやりくよ

孝子手けとそゝあゝとさまくよう安永三年
八月領主ふう称美ゝ金ををくふ

善行者 壱人

黒川郡春戸田村舞野村蒜袋村ふる田村の肝煎役を
つとめ寛政ゝ代ゝ此頃を勤めく二百年
ふうる家ふて祖ふう代ゝ此頃ふ父事ふの孫をつゝそて
ふうゝ及へう事ふ二十三年の時ふ父ふ病ふ
とめつふ父を敬ひ不ふ懈ふいふふ事ふる孫ふ此村乃民も
感服ゝふ事ひのもゝおこ次第ふ父につくく
孝とふゝ何事ふくもつゝとも成ハふる
事あれハ忠孝ふふ父をその

ものくしのおくりの物をも小父兵度和に行く畑を焚
そのさせるをおもて自ら
をそへてくる水をはこぶをも夫婦ともあり父乃家をもつ
見いぬる時も見をもつてそ
勝つるをも老母こゝに老父母も又父母をもつ
心ふをもひ子按摩をよくもつ
時を供も見をもつあをすもつ
弟に出んとすれども若遠つ
老母を供ふつをもつ
をもつをもつてふをもつ

をも和らけをもつはを老母兄弟に命しつゝ出迎へ
しむ母は本医もつて病くをもつ
に力をつをもつ病れいまもつ
あれも醫者をもつ
多をもつ老母をつをもつて看病をもつ公勢
をうめひて時に安吾をもつ
むくそうくをひ一和も等を
むなりくおれう若遠つるを小兒二百を仮を
をくして百かを墓ふまをもつてく急ら次をも援を
月をもつ忘日ハ第夜をもつ精をもつ墓指をもつ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

[illegible]先祖の忌日も倘こかくれさる人もあるやうう
みて礼義とあはくしく公勢のまにつとめ村乃
うちより集りおれあれハ澤りなくとも用を多へつとも
まことをおとろえるの好く貧民のうちに年貢納ま
滞るとをきの内をまた納くほとうほとくハ
くめ或ハ金穀をうつて又を乏しる
り私を償ま滞るハかをる人ハまたうてそれ勤を
緩くく火災あれハものをもと水たらる村よ
池をわう百姓の亂つ墨んとするものあれをうへて
守法を婚姻乃ほよとくほくものハ
[illegible]

そ私事を遂しより凶年の時を穀拵を出す村くそれ
急と赦へうすべて父母尊勝つのとうちう父母小春あり
公勢も又よう給うて拵て堂屋に領主うち堂屋
と褒美せく事ありしう安永四年十二月堂屋つ
羽織地乃さぬ父平左衛門まもと好
せり

孝行者平右衛門妻

登米郡狼川原本町乃百姓平右衛門妻始につく人
孝たう始を乳つ死生れるあ祖母
真心にそむく事おうき十三年前より始中風の痛

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

小物ごとに自由ならず次いよく〳〵かくなるまで
大こま引不用をやうやうつまへ物をこまに北ま
罵ることそれ共もう勝手よくなるやうにこゝろ
ものをこゝろにくこゝろ病人をとるまく
なく親族の者ゆとゝひ又ゝ林佛まゐりほるとも
始のやうなくなく或ハ始まる事
とゆるゝ外に出ることせぬきこゆれを始りのやうに
をもつて次をまれありやまうちを
旅人をとゝてせぬをもつて多くゝ人のはゝひまり

ゝ私領分を調へ〳〵中ゆゝ始りのやうにあ
りまでゝゝるひまよ旅人のゆゝをもつて
ゝ或ゝ業数をまつてゝ後ゝ又ゝ旅籠物を
減〳〵ゆゝ始の事にくゝ次ゝ
ゝしゝんやうにとゝをゝせり
けく潔ゝ事をゆゝ日おゝ小物
洗ゝ初ゆゝ仕ゝまゝもつゝ物をこゝ
て口中をゝゝ足ゝゝ業を腹ゝ
ゝに漬物の給ゝやうにく〳〵
ゝゝまく〳〵ゆゝ食ゝゝ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

時ニ好ミ、或ハ其日ノ食ヲ終日
抱キ、ソノマヽ姑ノ口ヨリ物ヲ与ヘ
相シテ其食ヲ分チ、飢寒ノ辛苦ヲ
つゐニ見セザル事好ク
カヽルコトヲナシ其子ノ成長スルニ
ナレバ母ノ如クニモ孝ヲ尽ス者
素ニテハ一ツトシテ亜ヲ事カヽル
姑病ヲ看護シ夜ヲ日ニ継ギ
モ怠ルヿナク其夫ノ死スルヤ
ヽ史婦ニ移ル云々
右ノ外母ノ側ニアリテ田作ヲ
ス書ヲ抱セヲカヽル数年ノ辛苦
六十翁ニシテノミナラズ病モアリ
シモ癒ルヿナク日ニ二度ヅヽ姑ヲ
傭乃至ハ兄ヲ
ヽ誉アル貞
ヽ誉ヲ
愛ノ毛ヲヌク事アリ
ナク姑乃ヒ
ヽ誉ヲ
毎乃至

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

事なくて廿年右馬之丞妻ニ人ありし妻共ニ看病のゆ
ふのこりなとゝ家事もおりくまゝならぬ十八年ある
年病ふく家に至りてハ姑ともせよと母のごとく
まうせくゝ志ゆゑ共妻一人のみに看病してまゐ
くゝ艱難をかゝるゆゑ姑も亦其妻に辛く当り
兄嫁ともせくゝ附妻ともその墓ともせ
ぜ病ふくゝけ生を始に志うくゝけるをたゝ
せんとこゝ病のあるゝ病ゆゑ姑の仕成のごとくに
くゝ立ゆるやうとゝ発ゞをもしもなら
ばそれとゝもむる事ゆゑ湯水断ち道理も見
ず人くゝのそつなく年右馬之丞妻の孝心をかんぜ
病者ゐ事ゆをこゝろしくゝ始のごとくに我身共
るゆゑまゐ馬之丞ゆ為ゞ宝てよとゝ
をゝそゝるゝ孝養志ゝゝ領主ゝ
安孔ゐ年四月ゞ年右馬之丞を称美ゝ妻ゐ共金弐
あゝへゝゝ

孝行者千坂仲内

千坂仲内ゞ玉川郡の大肝煎ゆゑ宝暦十年ゞ父
ゞ友ゆゑはゝくゐ其役をつゝ兄弟に仕事ゐても父
乃意ゐ背ゞ公勢志ゖゝゝ孝志をゐく

事をつとめり父のために
出ることをいとひ父亦
を絶つつれども衣食をも
まもりをり脚痛の久を
乃父をたすけ脚炉の火
お浦へ裏を切をつく
また事ふくみの勇吉も又父母
べし孝出忠ら次仲円公勢
あれを仲円と妻乃勇吉と
多仲円を勤よあるよ異
仙童にゆく藤蔵をとゞ
ひくく孫道の妻死をつゝ次
るよ志戸田村乃肝煎半蔵
半右衛つゝよ仲円と兄
つゝまをうゝ一日暮て
もるゝくるしき史婦
訪后多後のまゝ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

病をわつらへし時村々氏神并其外一心に其の神
仏に祈りし甲斐ありてほとなく平癒せしとそ
安永五年七月領主より仲間の内十石の
禄にあつかり足軽小人組扱となし苗字帯刀をゆるし
妻をも称美せらる

孝行者惣吉

惣吉は江刺郡片岡村の岩谷堂町一日市町の借屋に
すみける長四郎といふものの子なり家貧しくして父は日雇に
人に雇はれ又ハ馬の商売なとしに出母も日雇に出て
居りて世をわたりける祖母八十歳にて目しひたれは
と孫河公のまへまかりぬるを夜食として孝心をつきて母の苦
労をいたはり惣吉ハわつか十四歳なれとも常に父母に
よく仕へ日々に山に行て枯枝をとり落葉をとり拾く
薪にかへ飯の糧となし又ハ母と祖母の
酒のさかなとし春夏ハ馬の飼草秋ハ茸なと取てその
物をとり或ハ人に売其あたいをもつて酒を調
是を祖母にあたへは祖母殊によろこひけり父ハ
烟草の料にあてけり母も人にやとはるるものゆへ
始よくつかへ目ニは向ニ出て手伝ひて行衣ハ体
ととのへ薬にかへり始の様子をとくと聞烟草をすく

発近死ワ[illegible]に音曲和[illegible]と[illegible]を姑を負曲[illegible]
[illegible]を取を例よ婦[illegible]ゝ女抱[illegible]ゝ養八数を追ひ落[illegible]を
ら務冬ゝ年のために業[illegible]ゝ[illegible]ゝ寝ゝ[illegible]ゝもつ[illegible]の
おと[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

[illegible]ても乞食[illegible]業をもつて三日をあけずよりて
隣の家小遣銭をあつけつゝくれ
いひとりてく成を海乃上波[illegible]
かくらぬるまにれを洒洗よ之
おもふまゝ[illegible]右帝平立
其外衣をぬぐことも父に[illegible]
をもつくもいたくかをもつゝ
そらに父乃氣をのぞ[illegible]
父母よ出れをおもてを送の物
へ母人への食意まあして時
かゝり市町をゆく時を菓子
陸をも迎薄乃母右帝平に
ど父私をかるをいつくる
ほらに老婆へても出[illegible]
若女をの[illegible]賢をとりて後回右やと父の久
家に菜蘭の黄も多くまの次
つてく波もてく根後をもかく
すれて新人をうるをも[illegible]
人をも傳をとく久新小盃を
四人をもに揃う住う父八別

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

[illegible]ま一ヶ所に住ひ[illegible]
柱を削[illegible]
[illegible]
同居[illegible]
[illegible]
[illegible]

佐藤久三郎ハ宮城郡陸方村大肝煎なり四十五石
所持せし村高持にて先祖より代々孝行の者多き
なれハ家業のいとま父母に仕へ孝道をつくし
けるかほとなく死して後は其画像を持仏堂
にかけ生けるに事ふる如くにて尊敬せり母も四年
前より病かちにて気色すくれされハ心をつくし日夜怠らぬ
まてに物に驚き易くなりけるを久三郎いたく
うれへて其後ハ公用をつとめ先にも見るにも涙にしつく
看病をとてこそをさなく病ハさるものなから孫をゆるしつゝ
ぬるとき久三郎ハ小寝もせすうちよりかはりに夜も病も
けしく物驚きし気附たる時ハ母を抱きて居て其
やすくいねるを待ちて其後とぬるく久三郎か側にある
孫をつけしくいかにともすへて此事ともをいひふくめ
大庭にハ側をはなれす衣をかへすかたハ妻もまた
よそにいひて是をも母の外ハよりよく夜中
あるも抱締しく樹つき草栽よ父く耕草木を植て
母にみせしめ病に心の慰ともなりたまはんとて
あるかの孫に頭よ植て日々に異なる花をとり出て
母の目をよろこはしむる孫に酒をあたへてハ其
かく看を調へるとも母の手をとりて撫ひさすり

まふりて三日数廿日あまり一日一食にて出羽の国
湯殿山にいたりて結願の日なりしその志をとげしまえ
てかへりの快くなりぬ母此山にのぼりて蕨をとらんといふ
ことある肥えたりて行かへりのためにもとて此山に
乃ぼりて蕨をとり母を養ふ又秋ハとを好みしかハ
晴たる日をうかゞひて此小川にゆき人へ小魚をすく
ひ或ハ塩釜の沖にて魚鮑などを得てもて夜乃
暑さをいとはず深き床をたてし上にハ白露ひ織
まうけ下にハやはらかなるものをしきておりける
筆のかはりにまゐらせ冬はあまたにハ蒲を紙入りて
紙帳をつくり母乃臥所にはり寝室をも至りけり
又ある夜盗人二夜のうちにも妻子のものかけてそろ
くろえあはれびハ衣の中にもあやまりて床をけがす
事あれハかゝるにも見えてゆるくきる衣裳織
りくぬはせて母の衣にくらへ自のさめん事を恐
る又先祖の墓をとる所より屋てまゐらせ舟を
入るかへり香花をそなへ田畑乃事を日々につけ
公用なく出入するかぎり小を清きさせてくあし
をもしくまたハ雷地震の時ハ必ずしくあるけ
おこるも多かりけるを先祖より農業に力をそゝせ

…は永住乃捨つ人を納ん…
…にあひ…て年貢を…
八年…より早…る那村用水…
…て両毛…伊勢乃…
…くぬ…ら…後伊勢…代…
…中北…二年一人…
…る…年…に上下安全の…
…伊…ひく護摩…
…人…ら…身北銀銭を…
…村人の益を考へ納…

…天明二壬寅九月領…

・孝行者幸吉

高橋屋幸吉ハ仙台乃城下…
光る換断…
別…仕立物師…
…たる…日…
ゆ…て母乃…
…ふり北…
…ら…
…

かく孝名あるをもて此ごろ天聞こえ
重ねて天くだし称せり

孝行者くに

孝行者らく

仙臺の城下青町里屋仁助
巨實あるさなき基義こと
十二歳より病母中風
に成りより勞のみ
に貧病次第に
はなはだしくせまりとり二親と
ともに長子に
たのみたのまれ

病母故々ふえのかぎりを毎に
こと多くに病をとるなみと
小金錢をと拂ひそて父乃吉助天明四年
衛病を患へるに醫薬の
しるし無く仇儘して費用も
乃ものあるにくかを助
葬のことをつとめる姉妹
貧銭をもつて
やまひさるの
て塩釜本町なる七左衛門

年に七ヶ月病死して後婦めとらず
娘乃妹ともるものもなくして祖母
しうと姉ともふかくうやまひ
もよく感じて年久しとそ
姉を孝養せり永日も来乃
姉をまもるおとうとなせしや
母のむと勧め酒をなめてもよ
もに酌とりてたのしみ
くらしまつ母のこと料理
等まことにかなひ
年とはいまだ嫁せずまひ
残をおて是乃ほ勢乃食物も母乃ふる
つぶし汁へ老て歯もよわくなる
らに調へ魚を骨とはうてまひ母に寺詣
若えるとり出る時も姉妹と
或ハ二人のとり出むとかくれ
又母乃病ハ好めるものくに
時をまとひくたすけ看病二夜の
なくと医者のいくるをまち
初ととろくなかとつくにをて
主甲斐なくて終りぬ寛政元年

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝義録巻之十七

八月領主より姉妹ゟ金銭あたえ

孝義録巻之十七

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

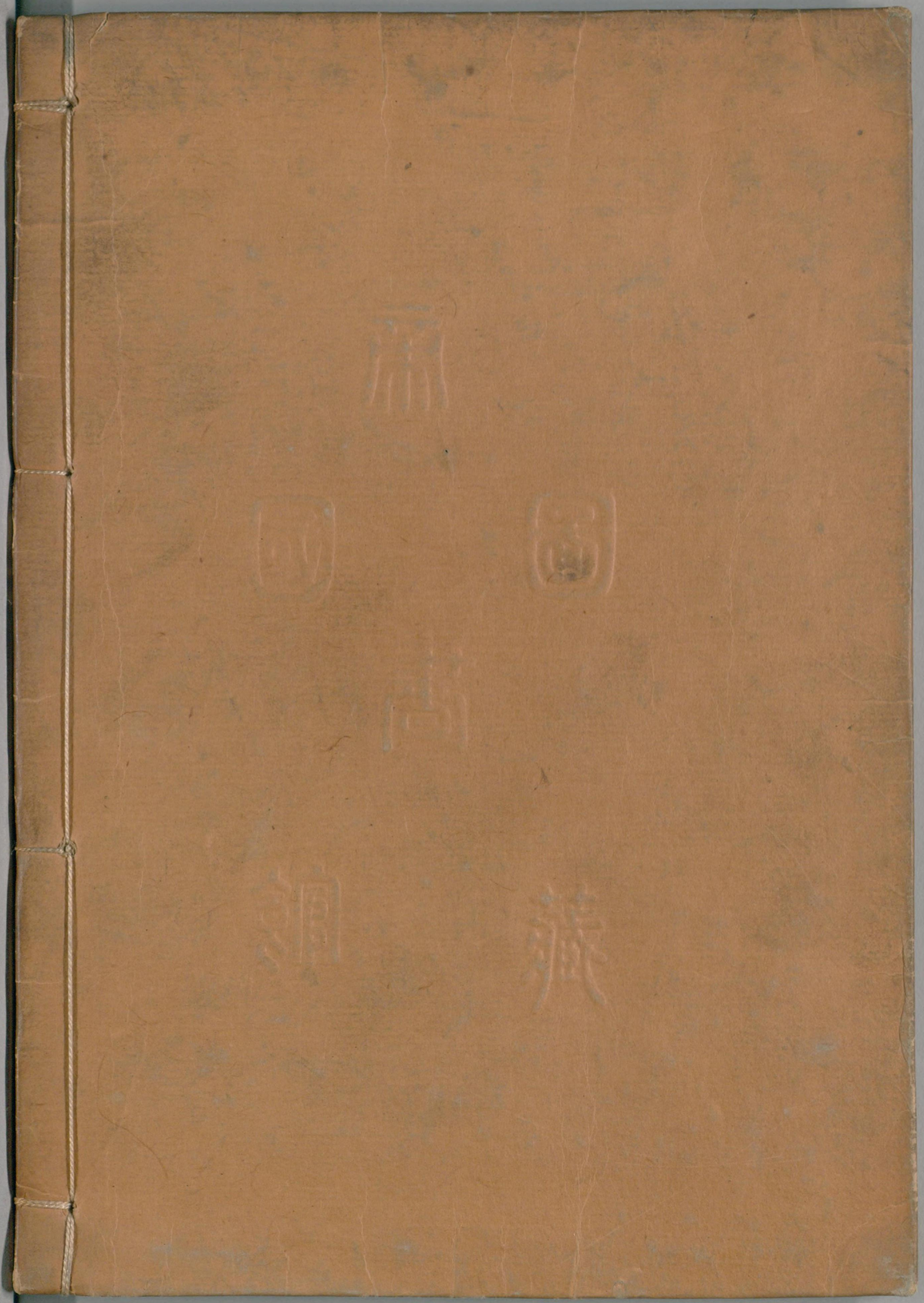

国立国会図書館　　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用